105 居宅療養管理指導費

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
|-------------------|--|------|--|
| 麻薬管理指導加算 | 沈痛緩和のために麻薬の投薬が行われている在宅の利用者又 は居住系施設入居者等に対する、麻薬の使用に関する必要な 薬学的指導 | □実施 | |
| 医療用麻薬持続注射療 法加算 | 在宅において医療用麻薬持続注射療法を行っている患者又は その家族等に対して、患家を訪問し、麻薬の投与状況、残液 の状況及び保管状況について確認し、残液の適切な取扱方法 も含めた保管取り扱い上の注意等に関し必要な指導を行うと ともに、麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変 化の有無を確認し、薬学的管理及び指導を行い、処方医に対 して必要な情報提供を行った場合に算定 | □実施 | |
| 在宅中心静脈栄養法加 算 | 在宅中心静脈栄養法を行っている患者に係る薬学的管理指導の際に、患家を訪問し、患者の状態、投与環境その他必要な事項等の確認を行った上で、患者又はその家族等に対して保管方法、配合変化防止に係る対応方法等の必要な薬学的管理指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定 | □ 実施 | |

(加算チェックシート) 105 居宅療養管理指導費(1/1)